

不祥事を受けての再発防止に向けた取組について

1 事案の概要

(1) 事案 1

- ・ 特定の業者が下請受注できるよう便宜を図った見返りに、令和 3 年 12 月 18 日頃、当該業者から現金 10 万円の賄賂を受け取った容疑で現在公判中。（公判時期未定）
※緊急工事制度の不適切な運用において主導的な役割を果たしたこと等をもって、令和 7 年 3 月 17 日、停職 15 日の懲戒処分を実施

(2) 事案 2

- ・ 特定の下請業者に対する発注件数を増加させた見返りに、自宅の外壁修繕工事（20 万 3500 円相当）の施工を無償で受けた。
※不正な意図をもって発注量を増加させたという事実まで認められなかった。
※令和 6 年 12 月 12 日、懲戒免職処分を実施

(3) 事案 3

- ・ 緊急工事の発注先業者の契約担当者の一人と複数回にわたって飲食を共にし、また、自宅の洗面台の取替工事（10 万円相当）を依頼し、当該工事の施工を無償で受けた。
※令和 7 年 1 月 15 日、懲戒免職処分を実施

2 検証結果

- ・ 令和 6 年 7 月に本市のコンプライアンス推進本部会議の下に「上下水道局収賄事案調査・検証チーム」を設置し、調査及び検証を実施
- ・ 調査・検証チーム会議の中で、事案の問題点及びその原因・背景の分析を実施。調査の中で上下水道局における公務員倫理・規範意識の欠如、事業特性を踏まえた人事管理における弱み、組織ガバナンスの機能不全、契約制度における脆弱性などを見つけ、これらの対策を含めた中間報告を取りまとめ、令和 7 年 1 月にコンプライアンス推進本部会議にて報告を行った。
- ・ 中間報告後、事案 1 の職員との接見が可能となり、全ての関係者に対する事情聴取が完了したこと、事案に関連した関係職員に対する処分の検討及び発令が完了したこと等をもって、調査・検証内容を「最終報告」として取りまとめ、令和 7 年 3 月 17 日にコンプライアンス推進本部会議にて最終の報告を行った。

3 再発防止の取組

(1) 不適切な事案を未然防止する仕組みの再構築

ア 工事契約事務の見直し

- ・ 緊急工事に係る契約事務について、緊急性の判断基準の客観化、契約手続の適正化を実施

イ チェック体制の強化・徹底

- ・ 局長級職員を含め、局として確認するなど、重層的なチェック体制を構築

ウ 組織・人事管理の見直し

- ・ 下水道管路管理センターについて、管理担当（維持管理部門）と技術担当（工事発注部門）を切り分けた組織再編等を検討し、業務の分担・権限を適正化
- ・ 事業運営への影響を抑えるため、円滑な技術・経験の継承を図りながら、長期在籍を解消
- ・ これまで以上に活発な人事異動を実施

(2) 不適切な事案を把握・是正するための機能強化

ア 職場の声を拾い上げる組織風土の醸成

- ・ 各所属における課題を漏れなく把握し、その内容を局として認識して対応を検討する運用を徹底

イ 監察機能の強化

- ・ 新たな監察項目を整理し、随時又は抜打ちによる業務監察を実施

(3) 不正を許さず、いきいきと働く組織風土の醸成

ア 公務員倫理の再徹底等

- ・ 中間報告（及び今後実施する最終報告）について、上下水道局の全職員に周知
- ・ 業者対応マニュアルや禁止行為一覧を作成

イ 研修によるルール等の理解促進

- ・ 管理職員が率先垂範して適正な契約事務を推し進めるように、研修を充実

ウ 業務改善の更なる推進

- ・ DXを活用した業務内容の見える化を推進

エ 企業力向上プランの見直し

- ・ 「企業力向上プラン」を見直し、職員一人一人が心身ともに安心していきいきと働ける仕組みの構築、職場環境の整備を推進